

令和5年度

財政援助団体等監査結果報告書

(児童センター指定管理者)

(所管課 こども政策課)

浦添市監査委員

目 次

第1	監査の対象	1
第2	監査の期間	1
第3	監査の方法	1
第4	監査を実施した監査委員	1
第5	監査の結果	1
第6	指摘事項等		
	指摘事項等の内容別件数	2
1	特定非営利活動法人 オキナワ・ハンズオン・エヌピーオー		
	(1) 是正事項	2
	(2) 注意事項	3
2	一般社団法人 まちづくりうらそえ		
	注意事項	3
3	こども政策課		
	注意事項	4
第7	むすび	4

第1 監査の対象

1 対象範囲

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに執行された指定管理者管理委託料に係る事務等

2 対象者

- (1) 特定非営利活動法人 オキナワ・ハンズオン・エヌピーオー
(経塚児童センター及び前田ユブシが丘児童センター指定管理者)
- (2) 一般社団法人 まちづくりうらそえ
(森の子児童センター及び宮城っ子児童センター指定管理者)
- (3) 所管課 こども政策課

第2 監査の期間

令和5年9月12日から同年11月28日まで

第3 監査の方法

今回の監査は、提出された監査調書、指定管理委託関係資料、決算書、諸帳簿及び証ひょう類等を基に、関係帳簿等との照合及び確認を行うとともに、指定管理者及び関係職員から説明を聴取し、事務処理の適否等について実施した。

第4 監査(説明の聴取)を実施した監査委員

実施年月日	監査対象者	監査委員
令和5年11月28日(火)	特定非営利活動法人 オキナワ・ハンズオン・エヌピーオー	宮 島 達 彦
	一般社団法人 まちづくりうらそえ 所管課 こども政策課	仲 間 烈

第5 監査の結果

監査の結果については、各部署の事務はおおむね良好に行われていることが認められたが、一部の事務において、適正でないものや検討又は是正が必要な事項が見受けられたので以下、後述する。なお、軽易な事項については、それぞれ監査の過程において触れたので省略する。

第6 指摘事項等

指摘事項等については、次のとおりである。

指摘事項等の内容別件数

(単位 件)

対象者	区分(※備考)	指摘事項等の内容別件数			
		指摘事項	是正事項	注意事項	合計
特定非営利活動法人 オキナワ・ハンズオン・エヌピーオー		—	8	5	13
一般社団法人 まちづくりうらそえ		—	—	2	2
こども政策課		—	—	6	6
合 計		—	8	13	21

備考 指摘事項等の区分は、次のとおりである。

ア 指摘事項 重大な違法、不当及び不正の状況があるもの

イ 是正事項 改善を要する悪い状況を改め直す必要があるもの

ウ 注意事項 好ましくない状況があるので、気を付けるよう申し述べる必要があるもの

1 特定非営利活動法人 オキナワ・ハンズオン・エヌピーオー

(1) 是正事項

①経理事務について

(ア) 予算を管理している帳簿において、令和5年4月及び5月に支払い実績があるものを令和4年同月と混在し記載しているもの

(経塚児童センター・前田ユブシが丘児童センター)

(イ) 予算を管理している帳簿と領収書等の金額等の記載内容が相違しているもの

(経塚児童センター・前田ユブシが丘児童センター)

(ウ) 予算を管理している帳簿において、他団体より受け入れた収入の金額等が誤っているもの (経塚児童センター)

(エ) 支払の根拠となる書類を紛失しているもの

(経塚児童センター・前田ユブシが丘児童センター)

(オ) 令和4年度使用分ではない光熱水費を、令和4年度分として計上しているもの (前田ユブシが丘児童センター)

(カ) 毎月払いをしている拠出金について、予算を管理している帳簿に毎月記載せず、一括で記載しているもの

(前田ユブシが丘児童センター)

②施設使用について

減免対象ではない施設利用について、減免処理をしているもの

(前田ユブシが丘児童センター)

③貸金台帳について

各項目の計算式に誤りがあるもの

(経塚児童センター・前田ユブシが丘児童センター)

(2) 注意事項

①経理事務について

(ア) 備品となる物品の購入を消耗品費より支出しているもの

(経塚児童センター・前田ユブシが丘児童センター)

(イ) 予算を管理している帳簿に記載の日付けと、通帳や領収書に記載の日付けが

相違しているもの (経塚児童センター・前田ユブシが丘児童センター)

②施設利用について

(ア) 減免による施設の利用があるものの、施設利用報告書にその記載がないもの

(経塚児童センター)

(イ) 施設利用事項の変更申請をせずに、利用時間を変更しているもの

(前田ユブシが丘児童センター)

③備品台帳について

登録すべき物品の備品登録が漏れているもの

(経塚児童センター)

2 一般社団法人 まちづくりうらそえ

注意事項

①施設利用料報告書について

累計金額、合計金額、利用金額及び減免金額の記載に誤りのあるもの

(森の子児童センター・宮城っ子児童センター)

②決算書について

決算書の給料(基本給)に超勤手当を重複して記載しているもの

(森の子児童センター)

3 こども政策課

注意事項

①募集要項について

「指定管理者制度の運用の指針」で募集要項に記載すると定められた事項の記載がないもの

②基本協定書について

(ア)「指定管理者制度の運用の指針」で基本協定書に記載すると定められた「利用料金の減免に関する事項」の記載がないもの

(イ) 基本協定書第42条において、書面により行うと定められた申出を口頭で行っているもの

③モニタリングについて

モニタリングについて、「指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価マニュアル」及び基本協定書において定められた実施回数を下回っているもの

④謝礼金について

標準単価表を採用しない謝礼金について、財政課と金額の調整を行うにあたり、口頭のみで行っているもの

⑤施設利用報告書について

実績報告書の作成日と収受日が前後しているもの

第7 むすび

指定管理者は、予算を管理している帳簿、決算書等に誤りである記載、集計等があったので、今後は経理業務が正確に行えるよう業務改善を図られたい。

こども政策課は、指定管理者から提出された報告書等の内容が正確であるかの確認に一層努められたい。

モニタリングについては、令和6年度から全児童センターで実施するとの説明があった。指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価マニュアルに沿って評価を行い、公表されたい。

こども政策課と指定管理者は、さらなる情報共有を図りながら、今後とも児童センターの健全運営に努められたい。